

家畜衛生情報

動物由来たん白質(魚粉)の使用禁止

給与器具を牛専用

牛等の反すう動物用飼料は、**動物由来たん白質**(ほ乳動物・家きん・魚介類由来:血粉・チキンミール・フィッシュミール・**魚粉**等)を**含んではならない**とされています。

(一部、大臣が指定や確認を受けたものは除かれます)

日本国内で製造される飼料は、牛由来と区分できるもののみ利用されますが、反すう動物用(牛・めん羊・山羊・しか)飼料は、他の飼料と**区分し製造**され、混入しないように取り扱いをし、混入した場合は回収し、使用しないこととされます。

農家で誤って混入した場合も牛用飼料として牛に給与出来ません

牛用以外に流通している魚粉については、BSE発生以降、平成14年2月から給与が禁止されているところですが、16年1月からは**法令違反**となります。

BSEの疫学調査が、9月30日の農水省BSE疫学検討チームの報告されました。その原因に、飼料工場での製造や、配送中の牛用飼料に肉骨粉が**混入する「交差汚染」**の可能性を指摘しています。

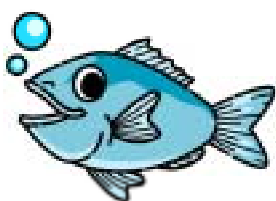
(参考)

感染牛の脳 0.01 gで15頭中1頭(潜伏期間59カ月)が発病したと報告。

(英国獣医研究所ジェラルド・ウエルズ顧問の感染実験)

ペットフード(輸入)には肉骨粉が利用されていますので、ペットフードを給与した器具の使用やそのホコリを付着した作業服のまま、牛舎作業を行わないでください。

起立不能、歩行異常、神経症状を示す牛を発見した場合には、家畜保健衛生所までご連絡ください。



飛騨家畜保健衛生所
高山市 上岡本町 7 - 468

(0577)33-1111 Fax 32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp